定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）が」に改め、同条第五項第三号中「を廃止した日から一年を経過する日まで」を「の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内」に、「同日」を「当該猶予期間の末日」に改め、同条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）まで」及び「、当該原子力発電施設解体準備金の金額について」を削り、「第九項」を「第十項」に改め、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、「ほか、」の下に「適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人の当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む事業年度における積立限度額の計算その他」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五十七条の四第四項」を「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条の五第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同項第七号中「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三号」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十一項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十二項中「補てん」を「補塡」に改める。

第五十七条の六第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同条第七項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第八項中「補てん」を「補塡」に改める。

第五十七条の七第一項第二号中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）まで」及び「、当該関西国際空港用地整備準備金の金額については」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十二項中「第八項及び」を削り、「第七項」を「第八項」に改める。

第五十七条の七の二第五項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）まで及び「、当該中部国際空港整備準備金の金額については」を削り、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十一項中「第七項及び」を削り、「第六項」を「第七項」に改める。

第五十七条の八第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）まで及び「、当該特別修繕準備金の金額について」を削り、同条第九項中「第八項及び」を「第七項」に改める。

第五十八条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）まで及び「、当該探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額については」を削り、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第一項に規定する特定株式等」を「第五十五条第二項第六号の特定株式等（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）に、「同項及び同条第九項」を「同条第一項及び第九項」に改め、同条第十五項中「第九項」を「第八項及び前項に定めるもののほか、第九項」に、「前各項」を「同項から第七項まで及び第九項から第十三項まで」に改める。

第六十条第一項中「指定の日以後」を「提出の日以後」に改め、「（同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。）」を削り、同項の表の第一号の上欄中「第二十九条第一項」を「第二十八条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第二号の上欄中「第四十二条第一項」を「第四十一条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第三号を削り、同条第六項中「地区」の下に「又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区」を加え、「同項に」を「第一項に規定する提出の日又は第二項に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「第四十二条の九」を「第四十二条の九第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。